



島根県報

令和3年3月12日（金）

第 190 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	2
島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則	（港湾空港課）	3
島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3
島根県浜田ポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3

【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（地域福祉課）	4
児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票	（青少年家庭課）	4
平成17年度雪害対策資金利子補給金交付要綱の廃止	（農業経営課）	7
県営土地改良事業計画の変更	（農村整備課）	7
保安林予定森林	（森林整備課）	7
島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱の一部改正	（ 〃 ）	8
都市計画事業変更の認可（3件）	（下水道推進課）	9

【特定調達公告】

簡易型電子線量計専用回線（47局）調達に係る一般競争入札の落札者等	（原子力安全対策課）	11
テクノアークしまねの電力調達に係る一般競争入札の落札者等	（産業振興課）	11

【教委規則】

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	〔学校企画課〕 〔特別支援教育課〕	12
---------------------------	----------------------	----

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		18
不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更		19

公布された条例等のあらまし

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第8号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号・様式第4号・様式第6号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第5号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第2号—様式第5号・様式第7号・様式第9号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県浜田ポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号—様式第5号・様式第7号—様式第9号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第8号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号（注）中3を削り、4を3とし、5を4とする。

様式第6号（注）4を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第9号

島根県港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県港湾施設条例施行規則（昭和39年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の島根県港湾施設条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第10号

島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則

島根県空港条例施行規則（昭和40年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第5号まで、様式第7号及び様式第9号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の島根県空港条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県浜田ポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第11号

島根県浜田ポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県浜田ポートセンター条例施行規則（平成15年島根県規則第89号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号から様式第5号まで及び様式第7号から様式第9号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県浜田ポートセンター条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
多田 雅宣	江津市都野津町2283-4	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	多田歯科医院	江津市都野津町2283-4	令和2年12月31日
有限会社 小林薬局	仁多郡奥出雲町横田946-2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	小林薬局本店	仁多郡奥出雲町横田946-2	令和2年12月31日
有限会社 調剤薬局ケイ	安来市赤江町1447-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	有限会社 調剤薬局ケイ	安来市赤江町1447-1	令和2年11月30日
社会福祉法人 七尾福社会	益田市昭和町11番20号	居宅介護支援事業	七尾苑	益田市昭和町11番20号	令和3年1月31日

島根県告示第175号

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6の規定による身分を証明する証票の様式を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票（平成20年島根県告示第281号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号

第 号

証 票

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定により立入調査等をする児童委員であることを証明する。

年 月 日 交付

(交付の日から1年間有効とする。)

島根県知事



児童虐待の防止等に関する法律抜粋

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2・3 略

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 略

備考 用紙の大きさは、縦16センチメートル、横10センチメートルとする。

様式第2号

第 号

証 票

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項並びに第9条の3第1項及び第2項の規定により立入調査等をする児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。

年 月 日 交付

(交付の日から1年間有効とする。)

島根県知事



児童虐待の防止等に関する法律抜粋

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2・3 略

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 略

(臨検、捜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3～6 略

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦16センチメートル、横10センチメートルとする。

島根県告示第176号

平成17年度雪害対策資金利子補給金交付要綱（平成18年島根県告示第236号）は廃止し、令和3年3月12日から施行する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第177号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月12日

島根県知事 丸山達也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
幡屋地区農道事業（県営農地整備事業（基幹農道整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第178号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市長見町226-20から226-24まで、226-46

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第179号

島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画（以下「改善措置計画」という。）を作成し、島根県知事の認定を受けた事業主

ウ 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により、意欲と能力のある林業経営者として公表された民間事業者

第2条第2号中オをキとし、その前に次のように加える。

カ 島根県立農林大学校林業科を修めた者であって、3年以上（同科の修業年限が1年の課程を修めた者にあつては、4年以上）の実務経験を有するもの

第2条第2号エ中「有する者」を「有するもの」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ しまね林業士制度（資格試験）実施要領（平成30年3月7日付け林第1094号）第7の規定により、しまね林業士登録簿に登録されている者

第3条第1項第4号を次のように改める。

(4) 改善措置計画の認定を受けている者にあつては、改善措置計画認定書の写し

第3条第1項中第13号を第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

(14) 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあつては、当該登録を証する書面の写し

第3条第1項中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前条第1号ウに該当する者にあつては、当該公表に係る県ホームページ又は通知書の写し

	「9 森林整備施工実績一覧表	部	
	10 しまねゆめいくカンパニー認定書の写し	部	
様式第1号中「㊸」を削り、	11 こころカンパニー認定書の写し	部	を
	12 印鑑証明書	部	
	13 使用印鑑届	部	

	14 委	任	状	部」
「	9 意欲と能力のある林業経営者の			
	登録に係る県ホームページ等の写し	部		
10	森林整備施工実績一覧表	部		
11	しまねゆめいくカンパニー認定書の写し	部		
12	こっころカンパニー認定書の写し	部	に改める。	
13	しまね女性の活躍応援企業登録証の写し	部		
14	印鑑証明書	部		
15	使用印鑑届	部		
16	委任状	部」		

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

島根県告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 施行者の名称
松江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業
松江市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和48年3月16日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

島根県告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 施行者の名称
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画下水道事業

出雲市公共下水道

3 事業施行期間

昭和56年3月20日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和56年島根県告示第331号、昭和57年島根県告示第676号、昭和58年島根県告示第754号、昭和59年島根県告示第748号、昭和61年島根県告示第868号、昭和62年島根県告示第461号、昭和62年島根県告示第1097号、昭和63年島根県告示第652号、平成2年島根県告示第377号、平成2年島根県告示第463号、平成2年島根県告示第853号、平成3年島根県告示第367号、平成3年島根県告示第529号、平成3年島根県告示第1035号、平成4年島根県告示第614号、平成5年島根県告示第363号、平成6年島根県告示第151号、平成6年島根県告示第597号、平成6年島根県告示第861号、平成8年島根県告示第52号、平成8年島根県告示第492号、平成8年島根県告示第558号、平成9年島根県告示第40号、平成9年島根県告示第710号、平成10年島根県告示第596号、平成11年島根県告示第167号、平成11年島根県告示第224号、平成11年島根県告示第724号、平成11年島根県告示第920号、平成12年島根県告示第340号、平成12年島根県告示第870号、平成13年島根県告示第492号、平成14年島根県告示491号、平成14年島根県告示第548号、平成14年島根県告示第549号、平成14年島根県告示739号、平成16年島根県告示11号、平成18年島根県告示第848号、平成18年島根県告示第849号、平成18年島根県告示第850号、平成18年島根県告示第851号、平成18年島根県告示第852号、平成24年島根県告示第142号、平成27年島根県告示第320号及び平成30年島根県告示第188号の事業地のうち大社町修理免地内において事業地を変更する。

島根県告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸山達也

1 施行者の名称

安来市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画下水道事業

安来市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年4月1日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
簡易型電子線量計専用回線（47局） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第2グループ 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 取締役社長 渡部 伸夫 広島県広島市中区大手町二丁目11番10号
- 5 落札金額
131,621,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和2年12月18日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 物品等の名称及び数量
テクノアークしまねの電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年2月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
中国電力株式会社 販売事業本部 部長（ビジネスソリューション） 須田 芳之 広島県広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額
121,631,727円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和2年12月25日

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第2号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

学 校 名 (分校名)	全日制の課程				定時制の課程				
	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立情報科学高等学校	情報システム科	120	40	40					
	情報処理科		40	40					
	マルチメディア科		40	40					
島根県立松江北高等学校	普通科	240	240	240					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江南高等学校	普通科 (学年制)		240	240					
	普通科 (単位制)	200							
	理数科		40	40					
	探究科学科 (単位制)	80							
島根県立松江東高等学校	普通科 (学年制)		200	200					
	普通科 (単位制)	200							
島根県立松江工業高等学校	機械科	36	40	40	機械科	40	40	40	40
	電子機械科	36	40	40	電気科	40	40	40	40
	電気科	36	40	40	建築科	40	40	40	40
	電子科	36	40	40					
	情報技術科	36	40	40					
	建築都市工学科	36	40	40					
島根県立松江商業高等学校	商業科	180	120	120					
	情報処理科		40	40					
	国際ビジネス科		40	40					
島根県立松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科 (単位制)	240							
島根県立宍道高等学校				普通科 (単位制)	640				
島根県立大東高等学校	普通科	120	120	120					
島根県立横田高等学校	普通科	90	120	120					
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合学科 (単位制)	480							
	普通科	40	40	40					
島根県立飯南高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立平田高等学校	普通科	144	160	160					

島根県立出雲高等学校	普通科	252	280	280					
	理数科	36	40	40					
島根県立出雲工業高等学校	機械科	36	40	40					
	電気科	36	40	40					
	電子機械科	36	40	40					
	建築科	36	40	40					
島根県立出雲商業高等学校	商業科	108	120	120					
	情報処理科	36	40	40					
島根県立出雲農林高等学校	植物科学科	36	40	40					
	食品科学科	36	40	40					
	動物科学科	36	40	40					
	環境科学科	36	40	40					
島根県立大社高等学校	普通科	180	200	200					
	体育科	36	40	40					
島根県立大田高等学校	普通科	120	120	120					
	理数科	40	40	40					
島根県立邇摩高等学校	総合学科（単位制）	360							
島根県立島根中央高等学校	普通科	105	105	90					
島根県立矢上高等学校	普通科	60	60	60					
	産業技術科	35	35	30					
島根県立江津高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立江津工業高等学校	機械・ロボット科	40	40	40					
	建築・電気科	40	40	40					
島根県立浜田高等学校	普通科	160	200	200	普通科（単位制）	320			
	理数科	40	40	40					
島根県立浜田商業高等学校	商業科	80	40	40					
	情報処理科		40	40					
島根県立浜田水産高等学校	海洋技術科	40	40	40					
	食品流通科	40	40	40					
	（専攻科）								
	漁業科 機関科	10	10						
島根県立益田高等学校	普通科（学年制）		120	120					
	普通科（単位制）	120							
	理数科（学年制）		40	40					
	理数科（単位制）	40							
島根県立益田翔陽高等学校	電子機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	生物環境工学科	40	40	40					

総合学科（単位制）		120							
島根県立吉賀高等学校	普通科	40	40	40					
島根県立津和野高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立隠岐高等学校	普通科	60	60	60					
	商業科	30	30	30					
島根県立隠岐島前高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立隠岐水産高等学校	海洋システム科	40	40	40					
	海洋生産科	40	40	40					
	（専攻科）								
	漁業科 機関科	10	10						

備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあっては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあっては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあっては160名とする。
- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあっては160名とし、夜間部の定員にあっては160名とする。

別表第2中「普通科」の次に「(単位制)」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部						専 攻 科						
		幼稚部 定 員	小学部及び中学部		高 等 部			学 科	学 級 区 分	定 員				
					学 科	学 級 区 分	定 員			第1 学年	第2 学年	第3 学年		
島根県立盲学校	視覚障害教育	10	小学部	中学部			普通科	単一障害学級	8				8	8
					重複障害学級	3		3	3					
					保健理療科	単一障害学級	8	8	8	保健理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江ろう学校	聴覚障害教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3					
					産業技術科	単一障害学級	8	8	8	生活サ ^レ イ ^ク 科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立浜田ろう学校	聴覚障害教育	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	40	48	32					
						重複障害学級	33	36	33					
島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	48	56	40					
						重複障害学級	12	21	24					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	6	9	6					
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	8					
						重複障害学級	9	15	18					
島根県立益田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16					
						重複障害学級	6	9	6					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	6	9	3					
						訪問学級	3							

島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	3	3	3			
島根県立松江緑が丘養護学校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	3	3	3			
島根県立松江緑が丘養護学校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	16	8			
						重複障害学級	6	15	6			
						訪問学級	3					

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和3年3月12日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,276
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 160,626
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

松江選挙区	55,810
浜田選挙区	14,897
出雲選挙区	47,318
益田選挙区	12,857
大田選挙区	9,639
安来選挙区	10,704
江津選挙区	6,557
雲南・飯石選挙区	12,001
仁多選挙区	3,556
邑智選挙区	5,189
鹿足選挙区	3,826

隠岐選挙区

5,567

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 160,626

島根県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和3年3月12日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
特別養護老人ホームさわらび苑	大田市三瓶町池田2661番地3	施設の名称	介護老人福祉施設サンシルバーさわらび
		施設の所在地	大田市長久町土江65番地2